



区のおしらせ

せたがや



毎月1日・15日
25日(地域版)発行

犯罪被害にあわれた方へ

ひとりで悩まずご相談ください

区では、犯罪被害にあわれた方やそのご家族、ご遺族等への支援を行っています。
犯罪被害を受けた方やそのご家族は、突然のことに混乱する中で、強い恐怖や怒りを感じたり、自分を責めたり、しばらくは仕事や学校を休まなければならなかったりと、この先どうしたらよいか分からなくなってしまうことがあります。
どこに相談したらよいか分からないときは、「犯罪被害者等相談窓口」へご相談ください。

相談窓口で できること

専門の相談員がお話を伺います。
電話相談のほか、専用の相談室で
対面相談もできます。



おひとりでも不安な場合、警察署や医療機関、
他の支援機関へ同行します。



お聞きした被害の内容や悩みの内容によって、適切な専門機関や
支援が受けられる部署へおつなぎします。

世田谷区犯罪被害者等相談窓口
相談専用(直通)

☎03-6304-3766 FAX03-6304-3710 月～金曜 午前8時30分～午後5時(祝・休日、年末年始を除く)

関人権・男女共同参画課 ☎6304-3453 ☎6304-3710

主な内容 ▶▶▶ 年末年始の資源・ごみ収集のお知らせ…2面 | 「緊急時バックアップセンター」をご活用ください…4面 | アウェアネスリボンをいくつか知っていますか?…6～7面



世田谷区長
のぶと
保坂展人

犯罪被害者支援のために
昨年からのロシアによるウクライナへの武力侵攻、イスラム組織ハマスとイスラエル軍の間の武力衝突など、戦争は多くの人々の生命を奪い、脅かしています。
20世紀、人類は二度にわたる世界大戦を経験し、「平和のないところに人権は存在しない」「人権のないところに平和は存在しない」という大きな教訓を得ました。
毎年12月10日は、世界人権宣言(1948年国連採択)を記念した、「人権デー」です。人権デーを最終日とする1週間(12月4～10日)を「人権週間」と定め、全国的に人権啓発活動を展開しています。
人権を守る取組みの一つとして、区では「犯罪被害者等相談窓口」を設け相談を受けています。22年間にもわたり未解決のままとなっている世田谷一家殺人事件では、被害者家族の隣に住んでいた親族が、メディアの包囲網で身動きできずに逃げようとして世田谷を離れたと聞きました。
犯罪の被害にあつて衝撃を受けた被害者が、安全かつ静かに暮らすことのできる日常を取り戻すための支援は、これまで遅れてきました。
区では、自治体としてできる各種支援を検討し具体的に推進していくため、「(仮称)犯罪被害者支援条例」の制定をめざしています。今後必要な支援に取り組みしていきます。